

## 就学援助制度のご案内



四街道市では、市内の小・中学校に通う児童生徒の保護者が経済的な理由のため就学が困難である場合、学用品費・給食費などを援助する制度を設けています。

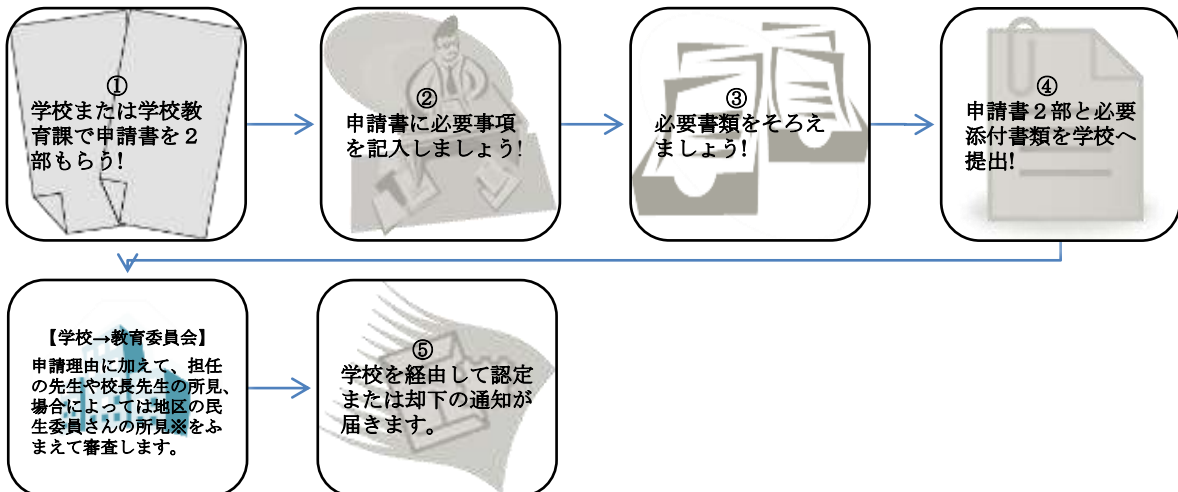
以下の理由のいずれかにあてはまり、援助を希望する方は、教育委員会又は各小・中学校にご相談ください。

### ○申請の理由と必要な添付書類



申請理由	添付書類(コピー可)
1 生活保護を受けている	不要
2 生活保護が停止又は廃止になった(当該年度・前年度)	原則として不要
3 市町村民税の非課税又は減免の扱いを受けた	同一住所にお住まいの方全員の市民税・県民税非課税証明書又は減免決定通知書
4 個人事業税の減免の扱いを受けた	減免決定通知書等事実がわかるもの
5 固定資産税の減免の扱いを受けた(ただし、家屋新築による減免を除く。)	減免決定通知書等事実がわかるもの
6 国民年金の掛け金の減免の扱いを受けた	減免決定通知書等事実がわかるもの
7 国民健康保険税(料)の減免又は徴収猶予の扱いを受けた	同一住所にお住まいの方全員の減免決定通知書等事実がわかるもの
8 児童扶養手当が支給された	児童扶養手当証書又は認定通知書
9 生活福祉資金の貸付を受けた	貸付決定通知書
10 公共職業安定所登録日雇労働者である	雇用保険日雇労働者被保険者手帳
11 上記1~10までに該当しないが、保護者の死亡、災害等の経済的な理由により児童生徒が就学困難となる特別な理由がある場合	同一の住所にお住まいで収入のある方全員の収入を証明する書類 脚注1 祖父母に年金収入のある方はその額がわかる書類も必要です。 脚注2 賃貸住宅等にお住まいで、家賃を支払っている場合は、家賃の月額がわかるものの写し。

### ○申請の方法から結果の通知まで



※地区の民生委員がご家庭にお伺いして状況をお聞かせいただく場合があります。

詳細は学校または学校教育課までお問い合わせください。